

改正動物愛護管理法について

徳島県動物愛護管理センター

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

- ・ 2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

施行日（附則第1条）

○令和2年6月1日

下記以外の改正事項全般

○令和3年6月1日

- 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

○令和4年6月1日

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ
関連の事項全般

飼養・保管等の基準

第7条第7項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」

改正！

第7条第1項

よるべき基準を定めているときは、それらの基準を遵守する責務があることを明確化

改正！

第21条第2項

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

環境省令で定める遵守基準を具体的に明示

遵守すべき事項として7項目を規定（第21条第2項：新規）

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

犬猫の場合



第21条第3項

これらの基準は、できる限り具体的なものでなければならない

今後の検討会で検討

動物に関する帳簿の備え付け等

対象：第一種動物取扱業者のうち、動物の販売、貸出し、展示、その他政令で定める取扱いを業として営む者

1. 所有し、又は占有する動物について、

- ①所有し、若しくは占有した日
- ②販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日
- ③その他、**環境省令で定める事項（施行規則第10条の2）**
 - ・当該動物の品種等の名称
 - ・当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（捕獲した動物である場合、捕獲した場所）
 - ・当該動物の生年月日
 - ・当該動物を動物取扱業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - ・当該動物の販売又は引渡し相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - ・当該動物の販売又は引渡し相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - ・販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名

動物に関する帳簿の備え付け等

- 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第21条の4に規定する情報提供及び第8条第6号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認実施状況。
 - 貸出業にあつては、上記並びに当該動物の貸出し目的及び期間
2. 規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物取扱業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、所有し、又は占有する動物の個体ごとに記載すること。

それ以外の動物取扱業者等は、所有し、又は占有する動物の品種毎に当該事項を帳簿に記載すること。

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加

(現行)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から
2年を経過しない者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員
であった者で、取消後から**2年**
を経過しない者

○第6号

・各関係法令で罰金以上の刑に処
され、その執行後**2年**を経過しな
い者

◎拒否期間の延長、関連違反法令の追加

(改正後)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から**5年**を経過しない
者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員であった者で、取
消後から**5年**を経過しない者

○第6号

・各関係法令(**対象行為を拡大***)で罰金以上の刑
に処され、その執行後**5年**を経過しない者
*** 外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑等**

○第8号

・法人であって、その役員又は環境省令で定める使
用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があ
るもの



第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加 ◎新規拒否事由

◎第12条 第1号

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

◎同条第2号

- ・破産手続開始の決定を受け手復権を得ない者

◎同条5の2号

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

◎同条 7号

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

◎同条 7号の2

- ・第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

◎同条 9号

- ・個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- 動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）の
販売場所を事業所に限定

第21条の4

- ・ 第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。
(第21条の4)



販売事業所外での対面説明等の禁止

- 勧告に従わない事業者の公表

第23条第3項

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

- 第1種動物取扱業の登録取消後の勧告等

第24条の2

取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）

2012年改正

- 本則●
（幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限）
第二十二條の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって **出生後56日を経過しないもの** について、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

●附則●（経過措置）

- 改正法施行後3年間（2013.9.1～2016.8.31） 45日
- 2016.9.1～「別に法律で定める日」まで 49日

今回改正

天然記念物指定犬の特例措置

当該附則を削除 （本則の56日齢が適用）

●原始附則●

（指定犬に係る特例）

- 2 専ら文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において「指定犬」という。）の繁殖を行う第22条の5に規定する犬猫等販売業者（以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という。）が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「56日」とあるのは、**「49日」**とする。

（施行日）令和3年6月1日

指定犬：秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

動物取扱責任者の選任要件について（１）

改正！

- 適正飼養等を更に促進していくため、選任要件が十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者とされた。
- 改正法により、動物取扱責任者は、実務経験以外の要件も満たす必要がある。
(令和2年6月1日施行。ただし、**既存の許可を得ている動物取扱業の責任者については**、令和5年5月末日まで猶予期間措置有り)

※該当条文、改正法第22条

このことについては、令和2年6月16日付け通知及びHPでも周知

動物取扱責任者の選任要件について（２）

動セ第102号
令和2年6月18日

第一種動物取扱事業者 取

鹿児島県動物愛護管理センター所長
(公 印 省 崎)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴う
動物取扱責任者の選任要件について（通知）

このことについて、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号）（以下「改正法」という。）に伴い、第一種動物取扱業による適正飼養等を更に促進していくため、動物取扱責任者の選任要件（別添）が、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者と改正されました。

つきましては、動物取扱責任者の方が、次の選任要件を参考に令和3年5月31日までに必要な要件の取得ができるよう御配慮ください。

＜動物取扱責任者の選任要件一部抜粋＞

1. 営もうとする第一種動物取扱業の種類ごとに半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）
 2. 取り扱うとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験
 3. 公平性及び専門性を持った団体（参考）が行う客観的な試験によって、知識及び技術を習得していることの証明
- ※1又は2のいずれかの要件と3の必要要件を満たすこと。
※実務経験だけでは、動物取扱責任者として認められません。

別添

動物の愛護及び管理に関する法律の施行規則の一部を改正する省令（令和2年2月28日付け鹿児島省令第6号）一部抜粋

（動物取扱責任者の選任要件）

第9条 法第22条第1項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

1. 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- イ 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を取得している者であること。
- ロ 愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第3条の免許を取得している者であること。
- ハ 営もうとする第一種動物の種類ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱うとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

- ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種類ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱うとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

2. 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

動物取扱責任者の選任要件について（3）

< 動物取扱責任者の選任要件一部抜粋 >

1. 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）
2. 取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験
3. 公平性及び専門性を持った団体（参考）が行う客観的な試験によって、知識及び技術を習得していることの証明
4. 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）

※1又は2のいずれかの要件と3又は4の必須要件を満たすこと。

※実務経験だけでは、動物取扱責任者として認められません。

動物取扱責任者の選任要件について（４）

環境省の示す資格団体一覧（参考）

資格名	団体名	販売	保管	貸出し	訓練	展示	備考
愛玩動物飼養管理士(1級・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	
家庭動物販売士	一般社団法人 全国ペット協会	○	○	○	×	○	
JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	犬のみ
動物看護師(3級)	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	
公認訓練士	社団法人 日本警察犬協会	×	○	×	○	×	
公認訓練士	社団法人 ジャパンケンネルクラブ	×	○	×	○	×	
愛犬飼育管理士	社団法人 ジャパンケンネルクラブ	○	○	○	○	○	犬のみ
GCT(Good Citizen Test)	優良家庭犬普及協会	○	○	○	○	×	犬のみ
実験動物技術者(2級)	社団法人 日本実験動物協会	○	○	○	×	○	
トリマー(初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
動物看護師(初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
家庭犬訓練士(初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
動物介在福祉士(初級・中級・上級・教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	
ペットシッター士	NPO法人 日本ペットシッター協会	×	○	×	○	×	平成21年 4月1日以 降に取得 した者に 限り
乗馬指導資格(初級)	社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	×	○	
乗馬指導資格(中級)	社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	
地方競馬教養センター騎手課程修了者	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	馬のみ
財団法人日本体育協会公認コーチ(馬術)	財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	
愛護動物取扱管理士	社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	
認定ペットシッター	ペットシッタースクール	×	○	×	○	×	

改正！

動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

第37条

○第37条（要約）

犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならない。

努力義務から義務化へ

動物の適正飼養のための規制の強化

都道府県知事による**指導、助言、報告徴収、立入検査**を規定

②不適正飼養に係る指導等の拡充

第25条第1項

- 不適正飼養により、生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができる。



原因者全般への指導権限を付与

- 多頭飼育に限定しない
- 飼養管理を行う者に限定しない

③不適正飼養者への立入権限の付与

第25条第5項

- 不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合



報告徴収、立入検査の権限を規定

特定動物の飼養又は保管の許可

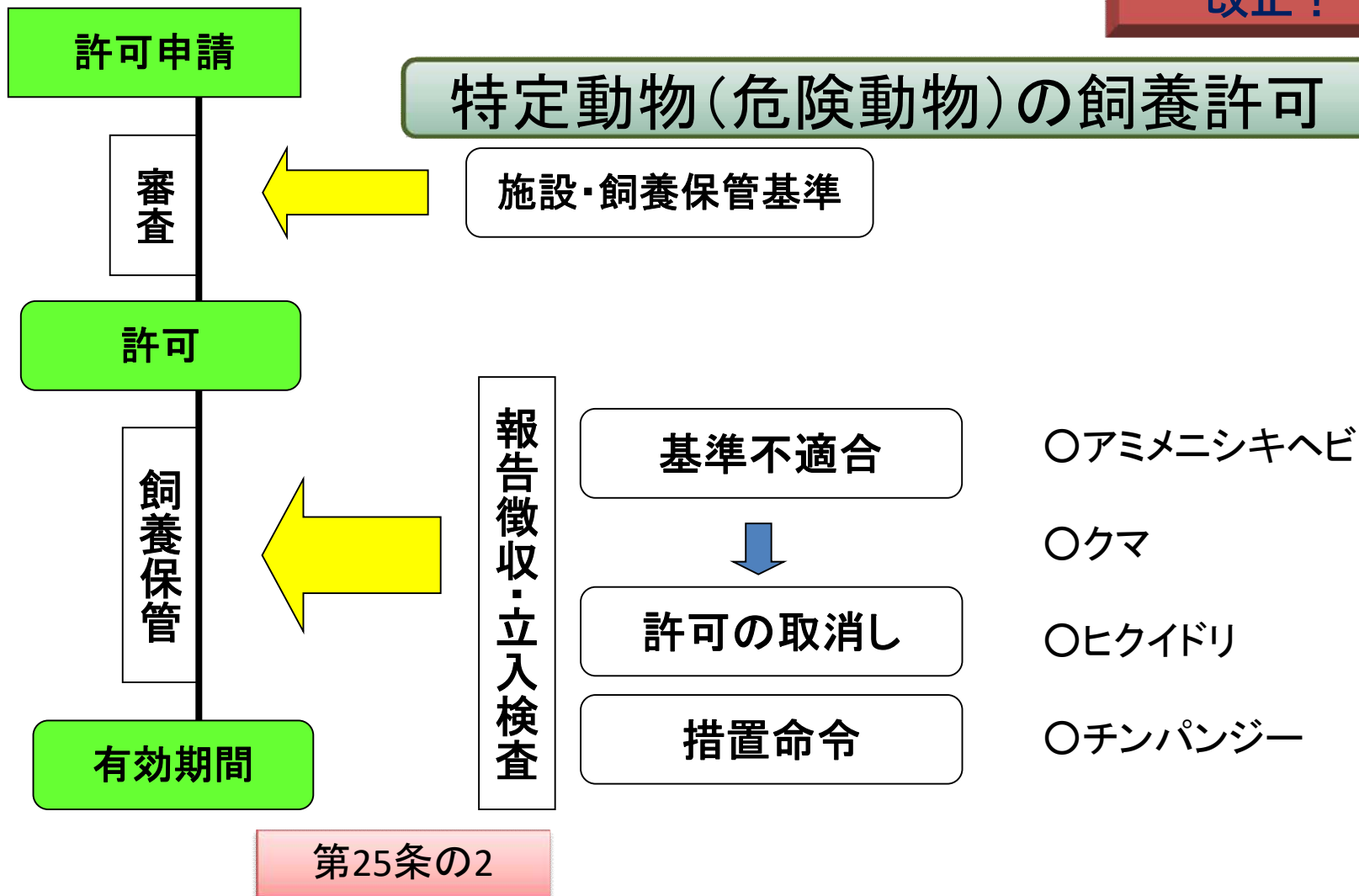
第26条～第28条関係

環境省令で定められた飼養・保管目的以外での飼養・保管は認められない。

○第26条（要約）

- ・ 愛玩目的での特定動物の飼養等は禁止。
- ・ ただし、愛玩目的で法改正以前より、飼養している場合は、当該個体のみ継続して飼養できる。

特定動物(危険動物)の飼養許可



- 特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
 - 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止
- (第25条の2、第26条)

都道府県等による犬猫の引取り

犬猫の引取り（第35条）

◆都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合は、引取りを行わなければならない。



昭和48年総理大臣決定→平成18年環境省告示

「犬及び猫の引取り及び負傷動物等の収容に関する措置」

- ・ 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

◆ただし、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、引取りを拒否することができる。

（引取りを拒否された業者が、万が一その犬猫を遺棄した場合は、法第44条による罰則の対象となる。）

◆都道府県等は、引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に努める義務。

所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加

(所有者不明の犬猫の引取り)

第35条第1項、第3項

- 都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、**周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合**として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

※下線部が改正により新たに適用される部分

動物愛護管理法の主な罰則

主な罰則	
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 第44条第1項	5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 第44条第2項、3項	100万円以下の罰金 又は1年以下の懲役
無許可で特定動物を飼養保管した者	6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金
無届出で第2種動物取扱業を営んだ者	30万円以下の罰金
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金

赤字は、

改正！

動物の虐待とは

「愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待」（法第44条第2項）

改正による例示の追加に留意！

積極的（意図的）虐待

やってはいけない行為を行う、行わせる

- 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使すること など
- 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的抑圧、恐怖を与える行為も含む

ネグレクト

やらなければならない行為をやらない

- 健康管理をしないで放置
- 病気を放置
- 世話をしないで放置 など

※愛護動物とは

- ① 飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる」
- ② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

マイクロチップの装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

（第39条の7）

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

○大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

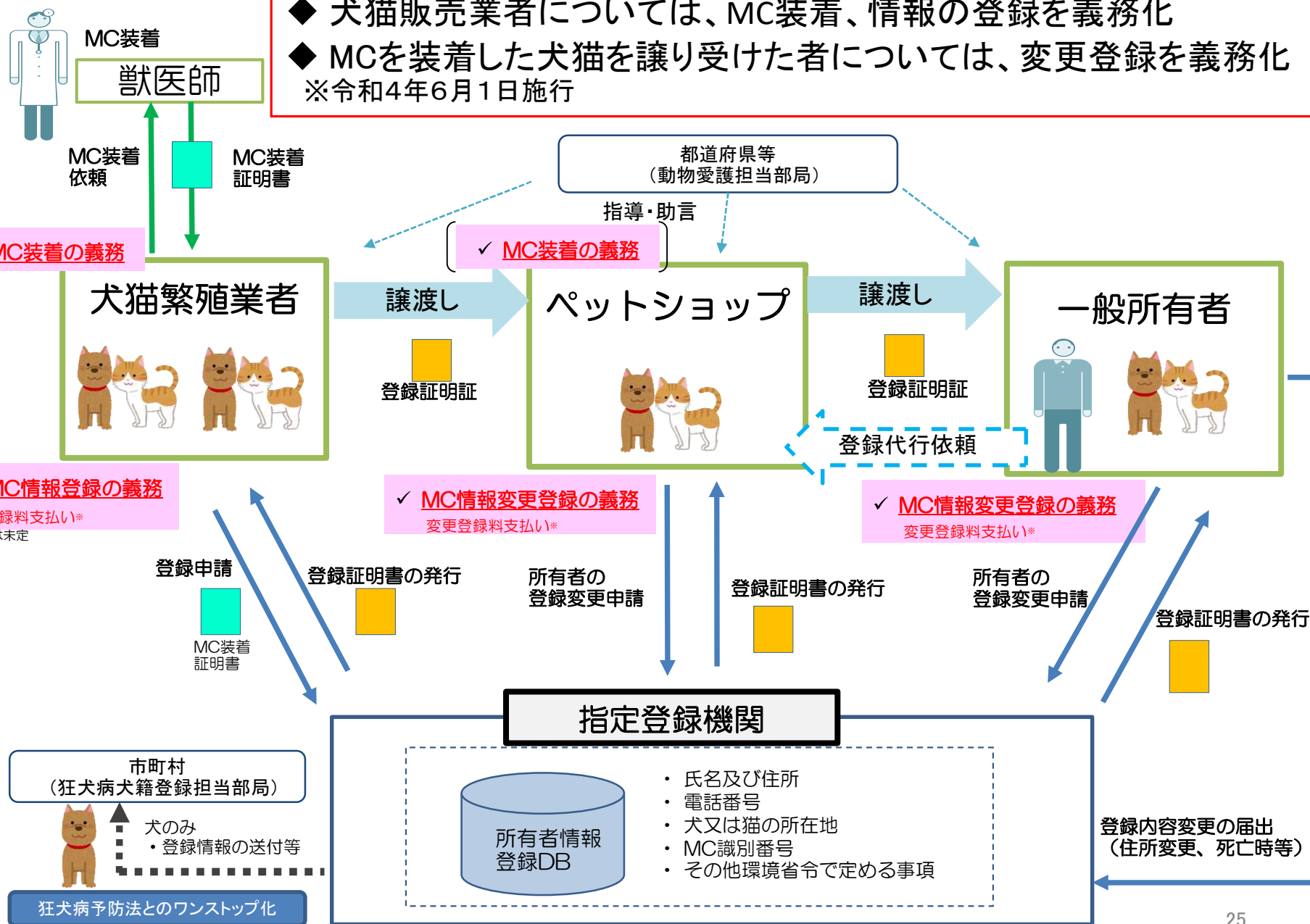
○環境省は、事業計画の認可、立入検査等を行う

○登録機関が複数ある場合には、相互に連携を図る

（第39条の10～26）

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)

- ◆ 犬猫販売業者については、MC装着、情報の登録を義務化
 - ◆ MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化
- ※令和4年6月1日施行



✓ MC装着の義務

✓ MC装着の義務

✓ MC情報登録の義務
登録料支払い*
※料金は未定

✓ MC情報変更登録の義務
変更登録料支払い*

✓ MC情報変更登録の義務
変更登録料支払い*

指定登録機関

所有者情報登録DB

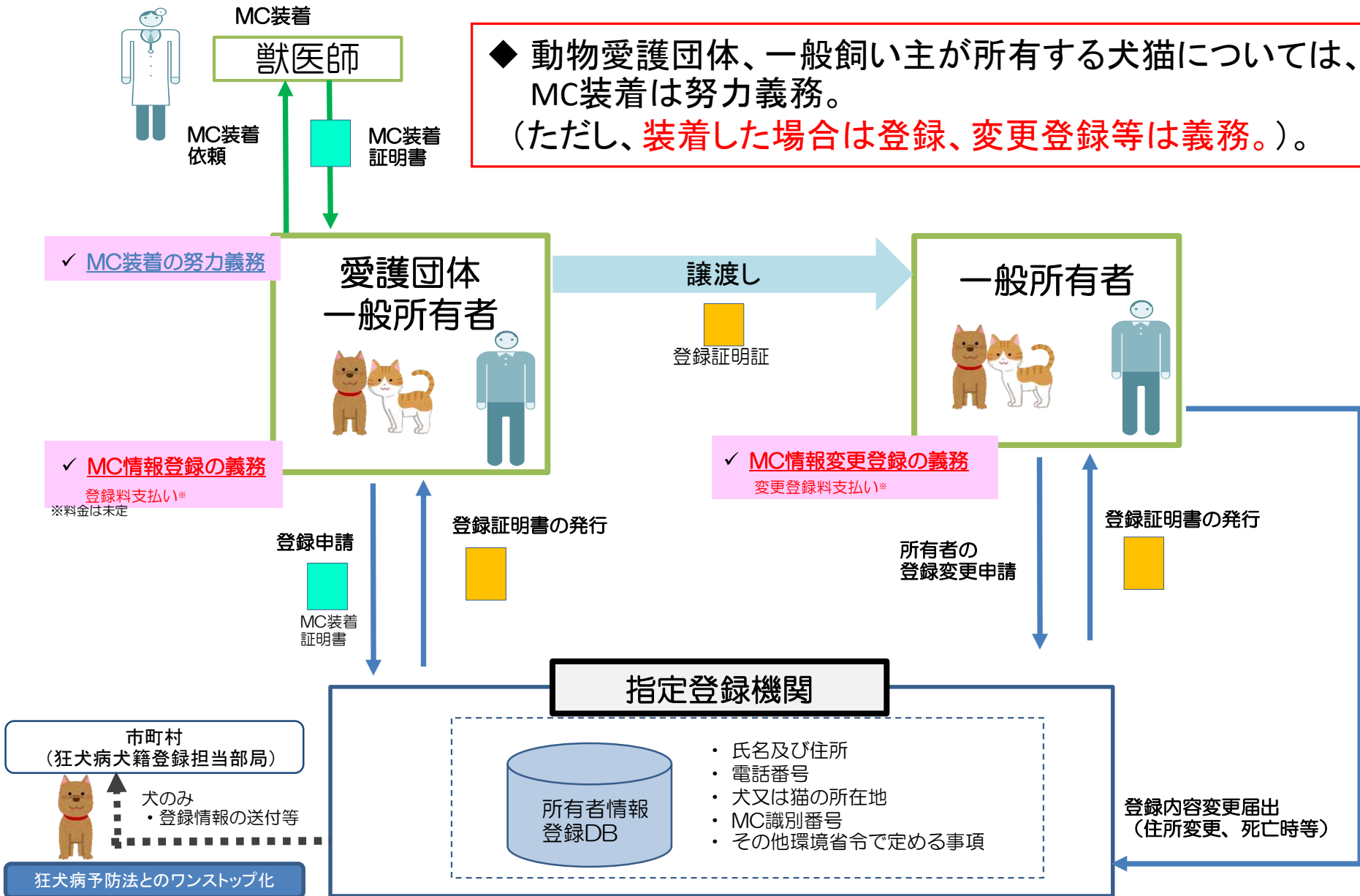
- ・ 氏名及び住所
- ・ 電話番号
- ・ 犬又は猫の所在地
- ・ MC識別番号
- ・ その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出
(住所変更、死亡時等)

※MCの装着を狂犬病予防法上の鑑札の代わりとみなす

【努力義務】販売ルート以外の譲渡

◆ 動物愛護団体、一般飼い主が所有する犬猫については、MC装着は努力義務。
 (ただし、装着した場合は登録、変更登録等は義務。)



※MC装着を狂犬病予防法上の鑑札の代わりとみなす

その他

① 獣医師による虐待の通報の義務化

第41条の2

- みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、**遅滞なく**都道府県等に通報することを**義務化**

↑ 努力義務から義務化へ

② 関係機関の連携の強化

第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加

- (1) 動物愛護管理担当職員の設置
- (2) 畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
- (3) 地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言